

神奈川県立足柄ふれあいの村
平成 28 年度事業計画

指定管理者

足柄グリーンサービス・関東学院グループ

平成 28 年度 足柄ふれあいの村 事業計画

1 施設運営の基本的な考え方について

(1) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方

施設の設置目的である「児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性をはぐくむふれあい活動のための施設」の意義を十分に踏まえた施設運営を実施します。

グループ代表である足柄グリーンサービスは、地域に根差す企業であることから、地域資源や地域住民との連携・ネットワークを活用した野外体験活動やふれあい教育を、利用していただく学校や団体に提供し、近年の学校の課題解決（関係性の良いクラスづくりやコミュニケーション力の向上など）に貢献します。

また、足柄グリーンサービスが、18 年間にわたり実施してきた野外教育プログラム「PAA21」の実績や、グループ団体である関東学院の幅広く専門的な教育学などの学問や知見を足柄ふれあいの村の運営に効果的に活用します。

条例改正により 28 年度からの利用料金が改正され事業費の総収入に占める利用料金収入の割合が多くなりますが、健全な収支計画を実現するためにも利用者数の増大に努めることがより重要になると考えます。

そのため、本来の目的であるふれあい教育の実践を促進することを前提としつつ、私たちは、県の施設としての足柄ふれあいの村を県民に有効に活用してもらうために、野外体験活動プログラムや健康増進プログラムなどを計画し、施設稼働率の向上にも努力します。

老朽化も進行する施設を、利用者が安全に、快適に過ごせるように健全な施設運営をするために、利用料金収入を確保し、備品の補充や修繕などに流用できるような収支計画を目指します。

より多くの利用を推進するために、関東学院を中心とした大学や学校のネットワークを活用し、年間を通じて利用者の増大を図れるよう、多様な形で利用を促進します。

(2) 利用者の平等利用の確保

足柄ふれあいの村の指定管理者として、「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、すべての方々に平等に施設を利用していただけるよう、厳正かつ公平に取り扱います。

また、夏季利用期間（8 月 1 日～8 月 20 日）の利用については、公開抽選により公正を期して実施します。

(3) 法令に基づいた施設運営

「地方自治法」「神奈川県立のふれあいの村条例」「神奈川県立のふれあいの村の利

用等に関する規則」等の基本となる法令を始めとして、「労働基準法」「労働安全衛生法」などの労働関係法令や、「旅館業法」「消防法」等を遵守して施設運営を行います。

2 施設、設備の維持管理について

(1) 樹木管理、草刈等

施設内の植え込み（低木・灌木）の刈込は、冬季に行います。

施設内林地の樹木の枝打ちや間伐は、専門業者に委託しますが、倒木や落枝の処理や枯れ枝の撤去作業などは、職員が適宜実施します。

スズメバチや毒ヘビなどの害虫や危険生物の生息場所や隠れ場をなくし、景観保全の目的のため、定期的（計画的）に施設周辺の除草作業を行います。

(2) 施設清掃、美化活動

日常清掃は清掃業務職員により、管理棟、集会棟、屋外トイレなどを中心に実施します。

定期清掃は日常清掃時に取れない汚れを取り除き清潔感を保つために行い、年 2 回実施します。

また、コテージ内は、清掃チェック表を作成し、利用者に対しても時間を定め、清掃・片付け等することを施設のきまりとして遵守することを伝えます。

利用者、職員が一体で、施設の美化・清掃活動を行えるような環境づくりをします。

(3) 保健衛生管理

安全衛生管理のマニュアル並びにチェック表によりその管理に努めます。

項目	日常管理	定期管理
飲料水管理	pH・臭気・味・色度・濁度 残留塩素確保	受水槽清掃 年 1 回 簡易専用水道検査
排水管理	トラップ清掃 スクーリング清掃	放流水水質検査 年 4 回 浄化槽法定検査 年 1 回 汚泥引抜き 随時 雑排水管・汚水管洗浄 年 1 回
浴槽水質管理	灌水および清掃	浴槽水水質検査 年 2 回 循環装置配管洗浄 隔年に 1 回
空調機	フィルター清掃	定期点検 年 1 回
寝具	通風・換気	乾燥消毒 年 4 回
食堂	日常清掃 ごみ処理・消毒 グリストラップ清掃	厨房機器清掃 月 1 回 保健所検査 年 1 回 衛生検査（検便等） 年 1 回
衛生害虫駆除	簡易捕獲器具等による管理	専門業者による消毒 年 1 回

(4) 維持修繕

施設の老朽化が進行し、様々な修繕の必要性が発生するなかで、施設の維持修繕については、その方向性を明確にして、効果的で経済的な計画のもとに維持修繕を進めていきます。

- ①足柄ふれあいの村の最も重要なことは、利用者サービスであるため、維持修繕においても第一に利用者の安全や、利用者満足度を維持・向上させることを優先した維持修繕を行います。
- ②計画的な維持修繕計画を支えるため、足柄ふれあいの村指定管理業務全体での収支構造を向上させるため、利用料金の増大を図ります。

(5) 食堂設備、食品衛生の安全管理

食堂関連の業務に関しては、委託業者との連携を密にし、食堂担当責任者を選任させ、食品衛生法に則った安全管理体制を作り、実施していきます。

3 利用承認について

利用承認にあたっては、「神奈川県立のふれあいの村条例」および「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、利用申込書の内容を十分にチェックして、利用承認の可否を決定し、承認する場合には利用承認書を発行します。

施設の活動に際して、他の利用者などに迷惑を及ぼすなどの行為があった場合は、改善の指導を行います。それでも従わない場合は、法令、条例、規則等に反したものとして、利用承認の取り消しなどの必要かつ適切な処置をとることとします。

なお、利用承認や取り消し等の重要な行為の決定に関わる事項や、見解の統一を要する利用に関する照会などについては、後日の紛争や誤解を避けるため、責任者までの文書処理をすることとします。

4 プログラム指導・主催事業等の実施について

(1) プログラム直接指導の拡大による活動支援の強化

足柄ふれあいの村での活動を「体験の効果、学びの成果」として得られるような自然体験プログラムを用意し、ふれあいの村職員が支援します。

学校の「おもい」や「ねらい」を聞き取り、効果を得られるような自然体験活動を計画し、選択してもらえるように準備します。

ふれあいの村周辺の自然豊かな環境を活用した地域体験型プログラムを計画・準備し、ふれあいの村の外へ出向く活動の支援を行います。

周辺地域の農地や果樹園での農業体験などを含め、周辺施設での体験活動を地域住民との協力のもとに計画し、実施・支援します。

自然体験活動の企画経験や指導経験の豊富な職員を、プログラム企画・立案スタッフ

として養成し、学校や団体の野外活動の支援にあたります。

(2) 主催事業

青少年を対象とした事業の実施はもとより、あらゆる世代に自然体験活動の楽しさや有意性を体感できる事業を実施します。

また、指導者養成や、防災プログラムなど、専門の講師等による事業も実施します。

①未就学児対象事業

事業名	ねらい（主な内容）	実施日	対象	募集人員
もりっこ	足柄の森やその周辺の自然を舞台に、5感を使った体験をとおして、自然の中で活動する楽しさを肌で感じる。 (草花あそび、川あそび、木の実あそび等)	5月21日(土) 日帰り	未就学児とその保護者	各回10組 20名
		7月9日(土) 日帰り		
		9月17日(土) 日帰り		
		11月12日(土) 日帰り		
		1月21日(土) 日帰り		
		3月18日(土) 日帰り		

②小中学生対象事業

事業名	ねらい（主な内容）	実施日	対象	定員
フォレスターキッズ	小学生の異年齢集団の中で、森を感じるアドベンチャー体験を通して、自己肯定感や達成感を育む。 (ツリークライミング、ZIPLINE「飛天狗」等)	5月14日(土) 日帰り	小学校1～6年生対象	各回30名
		9月22日(木・祝) 日帰り		
あしがらナイトチャレンジ	普段、体験することのない夜の暗闇の中を歩くことの達成感や、流れ星観察での新たな感動等の感性を養う。(ナイトハイク、流れ星観察等)	10月22日(土)～23日(日) <1泊2日>	小学校4～6年生対象	50名
ビギナーキャンプ	初めて保護者と離れての宿泊体験を行うことで自立心を養うと共に、集団生活の中で、協調性等を育む。(カレー作り、川遊び等)	7月29日(金)～30日(土) <1泊2日>	小学校1～3年生対象	各回30名
		8月16日(火)～17日(水) <1泊2日>		
あしがら5デイズチャレンジ	長期の自然体験活動により、仲間と寝食を共にすることでの協調性や、忍耐力を養うとともに、チャレンジングな活動による達成感を養う。(遠征ハイク、沢登り等)	8月7日(日)～11日(木) <4泊5日>	小学校4年生～中学生	30名

③一般対象事業

事業名	ねらい（主な内容）	実施日	対象	定員
森の大地祭	地元自治体及び自治会を中心に近隣施設と協働で、様々な出展により多くの方に、自然や人とのふれあいを提供する。（模擬店、フリーマーケット、各種体験コーナー等）	11月20日（日） 日帰り	一般	2,000名

④家族・親子対象事業

事業名	ねらい（主な内容）	実施日	対象	募集人員
Mori・キッチン	自然豊かな地元食材を使った野外料理を年間を通して味わい、地域の魅力を再発見する。（梅摘み、タケノコ堀り、芋掘り、ミカン狩り、干し柿作り、野草料理等）	5月1日（日） 日帰り	家族・親子	各回10組 30名
		6月5日（日） 日帰り		
		7月3日（日） 日帰り		
		9月4日（日） 日帰り		
		10月2日（日） 日帰り		
		11月6日（日） 日帰り		
		12月4日（日） 日帰り		
		1月8日（日） 日帰り		
		2月5日（日） 日帰り		
3月5日（日） 日帰り				
森の歳末祭	年末の伝統行事を家族で体験し、郷土の原体験の良さを再発見する。（もちつき、正月飾り作り等）	12月10日（土） ～11日（日） <1泊2日>		300名
森の早春祭	春の息吹をいち早く体感できる活動を通して、足元にある小さな自然に気づく感性を養う。（野山ハイク、野草クッキング等）	3月4日（土）～ 5日（日） <1泊2日>		300名

⑤指導者養成事業

事業名	ねらい（主な内容）	実施日	対象	定員
あしがらサポーター養成講座	ふれあいの村で実施できる、自然体験活動の基本的な技術などを身につけるとともに、ふれあいの村でのボランティア指導者としての養成や人材確保に努める。（キャンプファイヤーの実際、野外炊事の実際・指導者の心構え、救急法・心配蘇生法の体験・安全管理等）	4月23日（土） ～24日（日） <1泊2日>	ふれあいの村での自然体験活動ボランティアを希望する方（自然体験活動に興味関心のある方）	各回20名
		5月28日（土） ～29日（日） <1泊2日>		
		1月14日（土） ～15日（日） <1泊2日>		

⑥防災プログラム

イベント名	主な内容	実施日	対象	定員
森の防災キャンプ	災害被災時に役立つアウトドア活動のノウハウを、楽しく、体験しながら、被災時に役立てる。(身の回りの物でアウトドア体験等)	9月10日(土) ～11日(日) <1泊2日>	家族・親子	20組 50名
3.11 チャリティキャンプ	東日本大震災で被災した方へのチャリティイベントで様々な出展により売り上げの一部を寄付することで、サポートへの意識付けを行う。(チャリティイベント、防災ブース等)	3月11日(土) 日帰り	家族・一般	500名

(3) 不登校対策自然体験活動事業

これまで神奈川県(足柄ふれあいの村)が取り組んできた不登校対策事業の理念や手法を把握し継承します。

さらに、不登校児童・生徒が生き生きとした日常生活を取り戻す為に、足柄グリーンサービスが事業展開してきた野外教育事業の「心の教育」のノウハウや、関東学院大学の専門的、広範な人材の活用により、一人でも多くの不登校の児童生徒が復帰できるよう、キャンプを実施するとともに、その後のサポートにおいても、学校や関係団体との連携を取り支援します。

5 職員研修について

(1) 人材育成研修の概要

足柄ふれあいの村が、多くの利用者を受け入れ、安全・快適に活動してもらう施設であることを踏まえ、電話での申し込み受付業務から、内容打ち合わせ、活動プログラム提供、出迎え、見送りなど、利用者が気持ちよく活動できるようなスタッフの社会人基礎力、サービス業務能力を身につける一般研修を実施します。

同時に、利用者の安全を確保するために安全講習、救命法講習を職員全員に実施します。

また、生徒・児童のふれあい教育を実践する施設の職員として技術を高めるため、野外活動の技術や野外教育活動の理念や活動手法の講習会を足柄グリーンサービスと関東学院の専門家により行います。

野外体験活動や野外教育に関するより専門的な知識・技術を習得するための講習会・研修会などに職員が参加することを積極的に支援します。

6 管理運営費の効率的な執行

(1) 省エネルギー(環境保全)

地球環境保全・省エネルギーへの社会的な義務をふまえ、職員への省エネ対策の指導により、光熱費の節減を図ります。

2020年の高圧水銀灯の生産中止に対する準備や、消費電力の削減を図るため、食堂、プレイルーム、屋外の水銀灯をLED照明器具へ付け替えます。

LED照明器具への交換費用は、5年間のリースとし、電力料金の削減分で充当し、実質的な費用負担を5年間でゼロとします。

(2) 修繕費の適正な支出の考え方

様々な個所で経年劣化が進行し、修繕費の増大が懸念されますが、利用者の安全や快適性を損なう個所の修繕を優先して修繕計画を立案します。

(3) 人員配置の効率化

「清掃業務」や「夜間警備業務」は、足柄グリーンサービスが日常業務の一つとしている業種であるため、委託業務とすることなく、足柄ふれあいの村の管理運営アルバイトとして運営体制に組み入れ、委託に関わる経費を節減します。

7 利用者へのサービス提供について

(1) 利用者サービスの向上に向けた具体的な取組み

小中学生を中心とした「ふれあい教育」や、不登校対策事業の実施など、重要な役割を担う県立足柄ふれあいの村ですが、より多くの利用促進を図るため、野外体験活動をはじめ、農業・林業等体験プログラムや健康増進プログラム、自然の癒しプログラムなど、多様な利用者に対応できるプログラムを計画します。

それに加えて、効果的な広報・PR活動を通じ、多様なプログラム提供を広く県民に浸透させ、利用促進を図ります。

①学校利用に提供できる自然体験プログラムの充実

南足柄市立「丸太の森」や大雄町「花咲く里山」などとの連携を強化し、自然体験プログラムの質・量を充実して、活動を実施する学校や団体の「ねらい」や指導者、引率者の「おもい」を具現化できるような自然体験プログラムのメニューを提供します。

②多くの県民に提供できる多様なプログラムの展開

家族・小グループに対しては、手軽に取り組み、自然体験を楽しむことができるような活動プログラムや活動エリアの整備を進めます。

③学齢未満の子どもやその家族、シニア層など、

学校団体や小グループの利用の他、これまでに利用の少なかった利用者層に向けた主催事業や活動プログラムを展開し、ふれあいの村の利用者数の拡大に努めます。

(2) 利用者の意見の把握及び反映の方法

[ニーズの把握]

県民のニーズを的確かつ迅速に把握するために、アンケート調査を行います。

また、職員が、一人ひとりの児童生徒に目を向け、入退村時や活動時に聞き取りを行い、スタッフミーティングで共有します。

[対応・改善]

アンケートや聞き取りで把握された意見やクレームなどは、早い段階でスタッフミーティングにてその対応や改善を行います。

改善した事項は、インターネットホームページや、施設の掲示板などで利用者に伝えるようにします。

8 利用者の個人情報の保護について

足柄ふれあいの村では、宿泊者名簿をはじめ、ボランティアの名簿など多くの個人情報を取り扱います。

そのため、個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例などの諸規定に基づき、個人情報の保護と管理に努めます。

9 安全対策について

足柄ふれあいの村は、林間の宿泊施設であり、多くの児童・生徒が活動する施設であるため、施設の安全対策には十分な注意を払います。

施設内及び施設周辺の危険箇所などの点検や発見は、施設の職員や警備員が日常点検、または定期点検にて行い、危険箇所や不具合箇所は直ちに改修工事や交換などを行います。

また、利用者の協力を得ながら不審者が施設内に立ち入らないように努めるとともに、地域の警察署、消防署、医療機関などとの連携を深め、緊急事態に備えます。

職員に対しては、救急法研修の受講を義務付け、非常時に対処できる技術や体制を整えます。

10 環境への配慮について

地球環境の現状を踏まえ、事業展開の中で環境への影響を認識し、環境目的・環境目標を定めた上で活動し、この成果を定期的にとらえ、環境配慮に関する改善を継続的に進めます。

また、足柄グリーンサービスは平成 18 年に「ISO14001」の認証を取得し、これに基づきリサイクルや地球温暖化対策など、環境への配慮を実施しています。足柄ふれあいの村の管理運営においても、同様の方針に準じた取り組みを実行します。

高圧水銀灯が「水銀に関する水俣条約」を受けて、2020年に生産及び輸出入が中止されることを踏まえ、水銀灯からLEDライトへの導入を実施します。

職員や食堂業者に対しては、施設の光熱費の節減や廃棄物の削減など、様々な場面で環境への意識向上を図り、施設全体で環境に配慮した運営を行います。

また、利用者へは自然環境プログラムの提供を通じて、自然環境配慮の啓発・指導を行ないます。

1.1 地域との連携について

施設の指定管理業務は、地域住民の理解や地域との連携が不可欠です。

足柄ふれあいの村の維持管理運営においてもその実績を活かし、地域との連携をより深めます。

もともと足柄ふれあいの村がこの地に建設されたのは、南足柄市を含む足柄の風土や人々、また、その暮らしなど、地域の有する様々な環境・資源が、ふれあい教育を醸成する大きなポテンシャルとして理解されたためであると思います。

そこで、重要なのは、足柄ふれあいの村は、周辺の自然環境、生活環境、および人間環境など全ての地域の資質を巻き込んで成立する施設であると私たちは考えています。

地元での活動実績をベースとして、地元自治会や近隣農家、周辺の野外施設・観光施設、行政・団体・企業などと連携し、地域とともに足柄ふれあいの村の充実した施設運営に努めます。